

企画競争実施の公示

令和 7 年 6 月 6 日

芸備線再構築協議会幹事長

次のとおり、企画提案書を提出願います。

1. 業務概要

(1) 業務名及び概要

芸備線再構築に関する実証事業

(2) 業務内容等

【業務の目的】

令和6年度に実施した「芸備線再構築に関する調査事業」（以下「調査事業A」という。）において提案のあった、「芸備線再構築に関する実証事業」（以下「実証事業A」という。）として取り組むことが望ましいとされた施策等について、芸備線の可能性を最大限追求するため、関係する構成員や地域の関係者と連携して実施することにより、調査事業Aにおいて試算した地域経済効果の発現を最大化するとともに、地域経済効果の試算が妥当であったどうかを検証することを目的とする。

【業務の内容】

別紙、説明書による。

【成果物の提出方法】

別紙、説明書による。

(3) 履行期限

令和8年3月31日（火）

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度一般競争入札及び指名競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち、「A」～「C」の等級に格付けされ、中国地域の参加資格を有している者であること。
- (3) 国土交通省中国運輸局長、岡山県知事、広島県知事、新見市長、庄原市長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国、自治体の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続等

(1) 協議会事務局

中国運輸局鉄道部

〒730-8544 広島市中区上八丁堀6番30号

E-mail : cgt-local_tetsudo@gxb.mlit.go.jp

TEL : 082-228-8797

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和7年6月6日（金）から6月26日（木）まで

交付場所：（1）に同じ。

説明書の交付を希望する場合は、（1）の担当まで電子メール又は電話により連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書に併せて、次の事項を記載した書面を提出すること。

- ・業務の実施体制、実施工程
- ・緊急時の連絡体制
- ・苦情等相談に係る処理体制
- ・配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況
- ・業務項目別の経費概算
- ・再委託等の有無及び予定（ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。）
- ・令和7・8・9年度一般競争入札及び指名競争入札参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査結果通知書の写し
- ・情報取扱者名簿及び情報管理体制図。詳細や書式については別紙のとおり。

(4) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和7年6月26日（木）17時00分（必着）

※公示日の翌日から20日後（予定情報の公表あり）

場所：（1）に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電磁的方式（事前に電話により申し出ること。）

なお、電子データによる提出の場合は1つのファイルにして、その容量は原則15MB以下とすること。また、持参又は郵送による提出の場合は原則8部用意することとし、電子データも併せて提出すること。

(5) ヒアリング実施の有無 無

(6) 契約の相手方として最適なものを特定するための企画提案書の評価基準

- ①業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分理解していること。
- ②提案内容の優良性：提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④業務遂行の安定性：実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤業務成果の中立性：適正公平な業務成果を示すことができること。
- ⑥必要経費：業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑦専門的知識：業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。
- ⑧ワーク・ライフ・バランス（WLB）等推進の状況：次のア～ウのいずれかに該当する企業は、所定の評価点を加点することとし、当該企業は、企画提案書の提出に併せて、次のi～iiiの書類を提出すること。

ア) ワーク・ライフ・バランスを推進する以下のいずれかの認定等を受けた企業

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条の認定（ただし、労働時間等の働き方その他のワーク・ライフ・バランスに関する基準（以下単に「基準」という。）を満たすものに限る。）【プラチナえるぼし】
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の認定（ただし、基準を満たすものに限る。）【えるぼし】
- ・次世代育成支援対策推進法第15条の2の認定【プラチナくるみん】
- ・次世代育成支援対策推進法第13条の認定【くるみん・トライくるみん】
- ・青少年の雇用の促進等に関する法律第15条の認定【ユースエール】

イ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）

ウ) 次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和7年4月1日以後に策定又は変更した企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）

i) 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」

URL : <https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/soumu/jyoseikatsuyaku.html>

ii) 該当する「認定通知書」の写し

iii) 該当する「一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付き）」の写し

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 本業務の支払条件及び概算予算額

・支払条件：完了検査終了後、適法な請求書を受領して30日以内。

・概算予算額：5,500万円を上限とする。（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(5) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しないものとする。

(6) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。

(7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(8) 特定されなかった企画提案書は、原則返却する。ただし、返却を希望しない提案者は、企画提案書を提出する際にその旨を申し出ること。

(9) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。

(10) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にする。

(11) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(12) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定した者であるが、契約手続の完了までは、契約関係を生じるものではない。

(13) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。

(14) 企画競争の結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から14日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、中国運輸局ホームページで次の事項を公表する。

・特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日

・企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点

(15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は芸備線再構築協議会に帰属する。

(16) 本業務は、特定区間に関係する自治体（岡山県、広島県、新見市及び庄原市）の令和7年度6月補正予算及び芸備線再構築協議会の令和7年度予算において予算措置された場

合にのみ事業化される停止条件付きの業務であり、予算が成立しない場合には、この手続に係る一切について、いかなる効力も発生しないものとする。

(17) 不明な点等の問合せ先等

- ・ 問合せ先： 3（１）に同じ。（担当：米田、増村）
 - ・ 問合せ方法： 電話又は来訪時
 - ・ 回答方法： 電話又は来訪時
 - ・ 問合せ期間： 公示の日から、3（４）に記載した提出期限まで
- なお、評価基準の配点については、質問を受けることができない。

情 報 管 理 体 制

(1) 提案者は、本事業で知り得る保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、担当部課が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同じ。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」（様式例）を提出すること。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、予め担当部課の同意を得ること。

なお、確保すべき履行体制は次のとおりとする。

- ①本事業で知り得る保護すべき情報の取扱者は、当該事業の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
 - ②本事業で知り得る保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
 - ③担当部課が同意した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
- (2) 本事業で知り得る保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、担当部課が同意した場合はこの限りではない。
- (3) 本事業で知り得る保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当部課の指示に従うこと。
- (4) 本事業で知り得る保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、事業の履行前・履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当部課へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、必要な報告徴収や調査に応じること。

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

① 情報取扱者名簿 ※ 情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。

		氏名	所属部署	役職
情報管理責任者 (※1)	A			
情報取扱管理者 (※2)	B			
	C			
業務従事者(※3)	D			
	E			
再委託先	F			

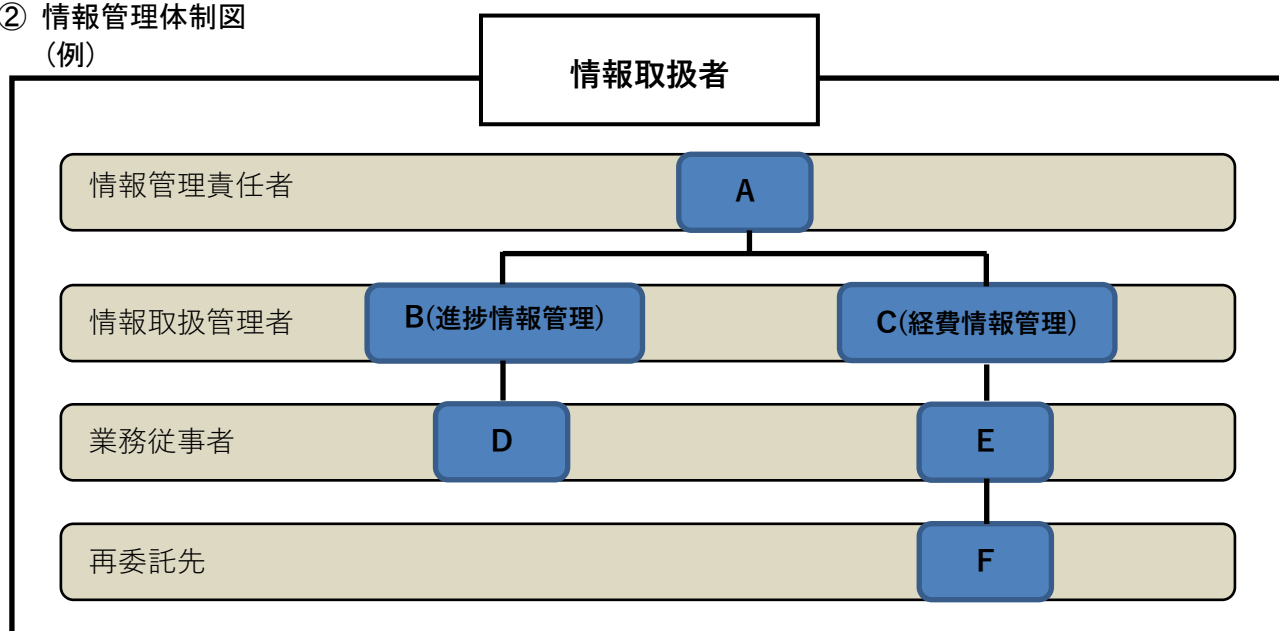
(※1) 本業務における情報取扱の全てに責任を有する者。

(※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

※ このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

② 情報管理体制図 (例)



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること。(再委託先も含む。)

③ その他

- ・ 別途提出している資料により必要な情報を確認出来ることを担当部課が認める場合には、当該資料で代用することができる。
- ・ 情報管理規則等の内規を別途添付すること。
- ・ 必要に応じ、本紙記載内容を確認するため追加で資料を求める場合がある。